平成２２年（フ）第１７０６６号
東京都福生市加美平４丁目１―18―402
債務者　池田加代子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４４号
東京都調布市深大寺元町４丁目３番地７
債務者　中村　芳修
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６３号
東京都西東京市田無町３丁目４番27号
債務者　都築　義昌
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８６号
東京都八王子市横山町20番６号ホワイトウィング横山町301号
債務者　浜田興業こと　濱田　昇一（旧名濱田弘美）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８４号
沖縄県宜野湾市伊佐１丁目１番６―205号
シャトレ竹下
債務者　尾形　弘樹
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８６号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目10番２―103号
大謝名ハイツ
債務者　與那原光枝（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１１号
石川県小松市城南町116番地２　城南ホーム102号室、従前の住所香川県東かがわ市湊870番地１
債務者　奥山　恒雄
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１１５８号
東京都三鷹市下連雀３丁目43番32―604号
債務者　山本　桂子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２７０号
東京都立川市羽衣町１丁目１番３―401号
債務者　茂木　秀明
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３２３号
東京都八王子市上柚木２丁目112番地33政和荘101号
債務者　寺舘　　寛
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３３５号
東京都武蔵村山市残堀５丁目27番地の２
債務者　浅野　容子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３５０号
東京都立川市若葉町３丁目36番地の43
債務者　善家　　圭（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６５号
東京都西東京市向台町２丁目13番18―102号
債務者　川野　朱美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６８号
東京都多摩市東寺方３丁目１番地４―502
債務者　飯野　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８３号
東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目２番18―202号北町ビル
債務者　甘利　　実
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８４号
東京都町田市鶴川４丁目７番地６グランドール鶴川313
債務者　大石　晃嗣
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部